

## 相生市障害者活躍推進計画

機関名	相生市
任命権者	相生市長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日 なお、計画期間内であっても、随時、取組状況を把握・検討する。検討にあたっては、障害者雇用推進者を中心に、障害のある職員にも参画を求め、見直しを行う。
相生市における障害者雇用に関する課題・目標	令和6年6月1日時点において、法定雇用者数は充足しているが、今後、法定雇用率の引き上げが予定されていることから、相生市障害者活躍推進計画を策定し、障害のある職員を含むすべての職員の活躍のために、それぞれが障害特性や個性に応じた能力を発揮でき、働きやすい職場づくりに向けて、更なる体制整備や各種取組が必要である。
目標	
①採用に関する目標	<b>【実雇用率】</b> 各年度において、6月1日時点の実用雇用率が、法定雇用率（2.8%：令和6年6月1日時点）を下回らないようにする。 (参考) 令和6年度実雇用率：3.02% (評価方法) 毎年の任免状況通報による把握・進捗管理を行う。
②定着に関する目標	障害のある職員の、一人一人のニーズに合わせた配慮に努める。 (参考) 令和6年度障害のある職員の離職者数：0人 (評価方法) 毎年の任免状況通報時に離職者人数を把握する。 障害のある職員への定期的な聴取を行う。
③満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標	<b>【ワーク・エンゲージメント】</b> 実態に関する情報を収集する。 <b>【満足度の全体評価】</b> (評価方法) 随時在籍している障害者（新規採用を除く）に対し、面談を実施し、把握・進捗管理。
④キャリア形成に関する目標	<b>【障害者が担当する職務の拡大】</b> 本人の希望を考慮し1～2項目の新たな業務を開拓する。 (評価方法) 人事記録等を基に把握・進捗管理
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する整備体制	
(1) 組織面	○令和7年度、障害者雇用推進者として、人事担当責任者（企画総務部長）を選任する。

	<p>○同じく令和7年度、障害のある職員の相談窓口として障害者職業生活相談員を人事担当課（企画総務部総務課職員係）から選任する。</p> <p>○人事担当課は、障害者雇用推進者の指示のもと、障害者職業生活相談員が中心となって、障害のある職員が働く上で困難なことや、障害のある職員をサポートする上で、当該職員と同部署の職員も相談しやすい環境を整備する。</p>
(2) 人材面	<p>○人事担当課を中心に、兵庫労働局が実施する障害者雇用に関するセミナーや研修へ積極的に参加し、障害者雇用に関する理解を深め、障害のある職員が働きやすい組織作りに努める。</p>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定創出	
	<p>○障害のある職員からの、障害者職業生活相談員や人事担当課への相談に対して、所属課の現状や本人の意思を十分に聴き取り、適切な対応を行う。</p> <p>○半期ごとに実施される所属長との人事評価面談の際には、障害のある職員が困難に感じていることを詳細まで把握するように努め、該当職員に必要な配慮を検討し、適切な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるにあたっては、当該職員の過重な負担にならないように慎重な聴取りを行う。</p>
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	<p>○募集・採用にあたっては、特定の障害を排除又は特定の障害に限定せずに募集を行う。</p> <p>○面接時や募集要項の説明の際には、障害者が働いていく上で不安のないよう丁寧な説明を行うとともに、働く際に必要な配慮や措置を適切に聴き取り、対策を検討する。</p> <p>○「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった、条件の設定や、特定の就労支援機関からの受入れのみに限定することなく、広い採用募集を行う。</p>
4 その他	
	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>